第十一条の見出し及び同条第一項中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第三号中「もどし入れを」を「戻入れを」に、「もどし入れ先」を「戻入れ先」に改め、同条第四項中「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第十六条第一項第一号及び第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

（揮発油税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定による改正後の揮発油税法施行令（以下この条において「新揮発油税法施行令」という。）第一条の二第一項第一号、第三条の二第一号、第五条の二第一項第一号、第三項第一号（新租税特別措置法施行令第四十七条の八第二項及び第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四項第一号（新租税特別措置法施行令第四十七条の八第二項及び第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第六項第一号（新租税特別措置法施行令第四十七条の五第五項、第四十七条の八第三項、第四十七条の十第二項、第四十八条の二第三項及び第四十八条の四第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項第一号、第八条第一号（新租税特別措置法施行令第四十七条の五第四項、第四十七条の八第二項、第四十七条の十第三項、第四十八条の二第二項及び第四十八条の四第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十条の五第一号、第十一条第二項第一号並びに第十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する新揮発油税法施行令第一条の二第一項、第五条の二第一項若しくは第四項、第十条の五若しくは第十一条第二項の申請書、新揮発油税法施行令第三条の二若しくは第十六条第一項若しくは第二項の申告書、新揮発油税法施行令第五条の二第三項の書面又は新揮発油税法施行令第六条第二項若しくは第八条若しくは揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十四条第七項（租税特別措置法第八十九条の二第八項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の書類について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の揮発油税法施行令（以下この項において「旧揮発油税法施行令」という。）第一条の二第一項、第五条の二第一項若しくは第四項（旧租税特別措置法施行令第四十七条の八第二項及び第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の五若しくは第十一条第二項の申請書、旧揮発油税法施行令第五条の二第三項（旧租税特別措置法施行令第四十七条の八第二項及び第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の書面又は旧揮発油税法施行令第六条第二項若しくは第八条（旧租税特別措置法施行令第四十七条の五第四項、第四十七条の八第二項、第四十七条の十第三項、第四十八条の二第二項及び第四十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは揮発油税法第十四条第七項の書類については、なお従前の例による。

2　新揮発油税法施行令第三条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の揮発油税法第十条第一項の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同項の申告書については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法施行令第四十六条の二十五第二項において準用する新揮発油税法施行令第三条第二項第一号の規定は、施行日以後の適用日（租税特別措置法第八十九条第十六項に規定する適用日をいう。以下この項において同じ。）に係る新租税特別措置法施行令第四十六条の二十五第二項の申告書について適用し、施行日前の適用日に係る旧租税特別措置法施行令第四十六条の二十五第二項の申告書については、なお従前の例による。

（酒税法施行令の一部改正）

第十一条　酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十九条第一項第一号及び第三項第一号並びに第三十三条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三十四条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第三号中「添附する」を「添付する」に改め、同条第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三十四条の二第二項第一号、第三項第一号、第五項第一号及び第六項第一号並びに第三十五条第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三十七条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第三号中「もどし入れを」を「戻入れを」に、「もどし入れ先」を「戻入れ先」に改める。

第三十九条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を、「価額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」を加え、同項第三号中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第六項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第二号中「もどし入れ」を「戻入れ」に改める。

第四十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

第五十一条第一項第一号及び第二項第一号並びに第五十三条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第五十四条中「又は名称」の下に「、個人番号」を加える。

第五十六条第四項第一号並びに第五十六条の二第一項第一号及び第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

（酒税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の酒税法施行令（以下この条において「新酒税法施行令」という。）第十八条の二第二項第一号、第二十九条第一項第一号及び第三項第一号、第三十三条第一号、第三十四条第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号、第三十四条の二第二項第一号、第三項第一号、第五項第一号及び第六項第一号、第三十五条第四項第一号、第三十七条第一項